

<p>センター運営の基本理念 (地域包括支援センター事業を運営するにあたっての理念、基本方針)</p>	<p>理念1 公益性 地域包括支援センター事業運営にあたって、圏域内での地域包括ケアの実現をおこなうため、公正で中立性の高い事業運営をおこないます。</p>
	<p>理念2 地域性 本会の事業基盤と地域ネットワークを最大限に活かし、高齢者や地域全体の実態や課題を、当事者・住民活動者・事業者・関係機関等から把握・分析し、地域性を踏まえた柔軟かつ適切な事業運営に取り組みます。</p>
	<p>理念3 協働性 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員、コミュニティソーシャルワーカー等の専門職を配置し、その知識を活かしながら情報共有しチーム内連携を図り、さらに校区（地区）福祉委員会等の住民活動者や事業者・関係機関等との緊密な連携協働体制のもと課題解決に取り組みます。</p>
	<p>基本方針1 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 高齢者だけでなく、児童・障がいを持った方々など全ての住民にまで視点を広げて、誰もが孤立せず、住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・保健の専門性を活かしたサービスと阪南市内で活発に取り組まれている住民主体の支え合い活動などと連携しながら、地域全体で支えていく仕組み“地域包括ケアシステム”“地域共生社会づくり”を深化、推進していきます。</p>
	<p>基本方針2 地域包括ケアと地域福祉の一体的推進 課題を住民や専門職、事業所が協働で解決していく「地域包括ケア」をより推進させ、地域全体の福祉のまちづくりに取り組む「地域福祉」とを一体的に推進し、地域全体の福祉力の向上をめざした地域づくりを進めていきます。このことにより、地域住民と事業所が協働した地域課題解決力が強化され、地域課題の早期発見、早期対応、居場所や生活支援資源の創出、そして課題そのものを生まない地域づくりを実現させていきます。</p>
	<p>基本方針3 身近な地域を拠点とした住民主体の介護予防の推進 介護予防は、身体機能面の維持向上だけではなく、社会参加・生きがいづくりが大変効果的であることから、校区（地区）福祉委員会や民生児童員協議会、ボランティア等が担う地域福祉活動等への参加の意欲・機会づくりを積極的に推進します。また地域の身近な場所で集まることや住民が自ら積極的におこなう介護予防を推進することで対象者の早期発見や日常からの健康意識の向上につなげ、適切なアセスメントと最良のマネジメントによって自立を目指します。</p>
	<p>法令順守・保険者との連携 事業実施にあたり、関係法令および阪南市介護保険条例をはじめとする阪南市条例等を遵守します。また、保険者である阪南市とは意思疎通を密におこない、地域包括ケアシステムおよび地域包括支援センター業務について共通の概念をもって取り組みます。</p>
	<p>組織・運営体制の充実 センター職員には、業務に必要な知識や技術に対する研修等を通じて人材育成に努め、メンタルヘルスにも注意を払います。また事故・苦情等に対応する体制を法人本部と連携して整備に努めます。</p>